

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年10月4日（水）午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6
3. 出席委員 農業委員（12名）推進委員（4名）

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	吉井己容子	8	上田美加子	1	奥本 正嗣
2	中江 彰	9	梅田 昌宏	2	鬼頭 淳悟
3	小川 隆興	10	西川 達也	3	松村 謙三
4	本郷 保則	11	田口美智雄	4	米田 博明
5	前田 全計	12	吉岡 重治		
6	欠 員	13	弓場 一郎		
7	植嶋 滋継				

4. 欠席委員 （0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による申請について

議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 その他

1) 農地形状変更申請について

2) 農地転用事業計画変更について

3) 農地転用の申請取下げについて

4) 農地法第3条に係る買受適格証明について

5) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について

6. 農業委員会事務局職員 事務局長 中川 徹 農地係長 松村高宏

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から10月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員12名全員出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は4名全員出席頂いております。

（会長あいさつ）

議 長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。
（異議なしの声有り）

- 議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に８番 上田委員と
９番 梅田委員のお二人を指名致します。
- 続いて議事日程、第２の会議書記の指名につきましては、事務局の中川局長と松村
係長を指名しますので、よろしくお願い致します。
- 議 長 それでは、ただ今から議事日程、第３の議事に入ります。まず、議案第１号を議題
といたします。事務局、説明をお願いします。
- 事務局 議案書１ページをお願い致します。議案第１号、農地法第３条第１項の規定による
申請について説明致します。
- 本件は、農地を農地として耕作するため、売買により所有権を移転するための申請
でございます。
- 番号１番、申請地、大字松塚９３２番９（畑）１４２㎡、同じく９３２番１０（畑）
２９㎡、同じく９３４番２（畑）２１３㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売
買による所有権の移転で申請理由は規模拡大のためでございます。場所は、調査順序
表第３番目、近鉄松塚駅より北西に約３５０ｍのところでございます。
- 番号２番、申請地、大字神楽２７８番１（田）１,０８６㎡、譲受人、譲渡人は表
記のとおりです。売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためござい
ます。場所は、調査順序表第４番目、神楽・池尻共同墓地より東に約１５ｍのところ
でございます。
- 以上、議案第１号につきましては、２件の申請で、申請に伴う書類等は具備致して
おります。
- 続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第３条
第２項の検討結果について説明させていただきます。
- まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利
用要件につきましては、受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事か
らみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況など、今後も引き続き効
率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。
- 次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人
も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事するこ
とが見込まれます。
- また、周辺の地域との調和要件につきましては、周辺の農家団体とも協力し行うと
のことで、農業上の総合的利用には、支障がないものと考えます。
- 農地法第３条第２項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考
えます。ご審議よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局より説明が終わりましたが。この議案第１号につきまして何かご意
見、ご質問等ございませんか。
- (なしの声有り)
- 議 長 ご質問等ないようですので採決致します。それでは、議案第１号、農地法第３条
第１項による申請について、賛成の方は挙手をお願い致します。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第１号は、許可することに決定致します。
- 続いて、議案第２号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による申請について説明致します。

本件は、市街化調整区域の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字藤森203番1の一部(田)1,276㎡のうち272.01㎡、申請人は、表記のとおりです。転用目的は、農業用倉庫及び道路への転用で、場所は、調査順序表第1番目、土庫墓地より北に約130mのところでございます。申請に伴う書類等は具備致しております。なお、転用目的のうち「道路」とありますのは西側接道の道路幅が狭く道路として整備する必要があるためです。

また、農業用倉庫への転用は、その面積が200㎡未満の場合であれば、県知事からの転用許可を要せず、農地法施行規則による届出を委員会へ行うこととなっておりますが、本件の転用面積は200㎡以上のため、転用許可を要する案件でございます。

以上、議案第2号につきましては、1件の申請でございます。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長

それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1番、大字藤森の農業用倉庫及び道路への転用ですが、大字藤森203番1の全体は、田の部分と畑の部分にわけて利用されており、今回転用される部分は、地上げをして畑として利用されていますので、盛土せず整地のみで転用されます。周囲の状況は、北側は申請者の自宅と自作地、南側は自作地、東側は工場、西側は道路です。汚水の発生はなく、雨水のみ雨水桝と排水管を設けて西側の道路内の既設排水管に排水されます。藤森水利組合の同意を得ています。隣接農地はありません。周囲への被害はないものと思われま

す。以上、農地部会としては、妥当な申請であろうという審議結果でした。

ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局より説明願います。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1番、大字藤森の農地区分につきましては、申請地が住宅等の連たんしている区域にあり、その区域内の農地の面積が10ha未満であることから、第2種農地と判断いたします。まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約3ヶ月で完成予定とされているようで計画内容から確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議案第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手をお願い致します。

(なしの声有り)

議長

ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

議案第2号、農地法第4条の規定による申請について、原案のとおり決定することに

賛成の方は、挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明致します。

本件は、農地の耕作権について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字勝目105番(畑)529㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、規模縮小のためでございます。

以上、議案第3号につきましては、1件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。

何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、議案第3号は通知を受理するものと決定致します。

続いて、議案第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案書2ページをお願い致します。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを介しての設定です。設定する農地、大字土庫207番(畑)314㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの約5年間でございます。

整理番号2番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを介しての設定です。設定する農地、大字土庫209番2(畑)370㎡、同じく210番(畑)320㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの約5年間でございます。

整理番号3番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを介しての設定です。設定する農地、大字土庫170番1(田)718㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの約5年間でございます。

整理番号4番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字田井140番1(田)1,768㎡、同じく140番2(田)53㎡、同じく141番1(田)989㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。
(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、異議などが無いということで採決致します。
それでは、議案第5号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので議案第4号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

務局 続いて、議案第5号、その他の1番を議題と致します。事務局から説明願います。
議案書3ページをお願い致します。議案第5号、その他の1番 農地形状変更申請について説明を致します。

番号1番、申請地、大字藤森245番(田)849㎡、申請人は表記のとおりです。
場所は、調査順序表第2番目、青垣園より西に約300mのところ です。

以上、農地形状変更申請の承認につきましては、1件の申請で、書類等は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会でご審議頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。

部会長 それでは報告させていただきます。

番号1番、大字藤森の申請ですが、畑として使用するために地上げをする計画です。盛土は約1mです。作付け計画は、季節ごとの野菜を作付けする計画です。周辺農地に土砂流出のないよう盛土される計画で、隣接農地の方から同意を得ており、周囲に影響はないものと思われます。妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告いたします。

議 長 それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。

それでは、議案第5号、その他の1番、農地の形状変更申請について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号、その他の1番の農地形状変更申請については承認することに決定致します。

次に議案第5号、その他の2番を議題と致します。事務局より説明願います

事務局

議案第5号、その他の2番、農地転用事業計画変更について説明致します。

本件は、農地法第5条の申請をされて、令和4年12月に許可を受けたものの、事業計画の内容を変更するための申請でございます。

番号1番、申請地、大字池田428番1(田)975㎡、申請人は、表記のとおりです。転用目的は、青空資材置場への転用で、場所は調査順序表第5番目、ゆうゆうセンターより西に約150mのところでございます。

変更内容としては、当初計画では、盛土の高さを約50cm～約80cm程度として、道路より低く地上げをしてスロープをつけ進入する計画でしたが、盛土の高さを約80cm～約100cm程度に変更して、道路の高さにあわせて地上げをするよう計画を変更するため申請されたものです。なお、変更申請に伴う書類等は具備しております。

以上、議案第5号その他の2番につきましては、1件の申請でございます。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議案第5号、その他の2番について何かご意見、ご質問などある方は挙手をお願い致します。

(なしの声有り)

議長

ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第5号、その他の2番は県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第5号、その他の3番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案第5号、その他の3番、農地転用の申請取り下げについて説明致します。

本件は、令和4年8月に農地法第5条の申請をされ、委員会の承認を得て、県に送付したのですが、県知事の許可を得る前に、申請者より事業内容の大幅な変更を要するとの申し出があり、農地転用の申請を一旦取り下げるためのものです。

番号1番、申請地、大字西坊城6番1(田)1,003㎡、同じく7番1(田)972㎡、同じく8番1(田)1,024㎡、願出人は表記のとおりです。転用目的は、一戸建専用住宅11戸及び青空資材置場への転用申請でございました。

番号2番、申請地、大字西坊城11番1(田)757㎡、同じく11番6(田)435㎡、同じく437番1(田)426㎡、願出人は、表記のとおりです。転用目的は、一戸建専用住宅6戸への転用申請でございました。

以上、議案第5号その他の3番につきましては、2件の申請でございます。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議案第5号、その他の3番について何かご意見、ご質問などある方は挙手をお願い致します。

(なしの声有り)

議長

ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第5号その他の3番は、取下げ願いを県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第5号、その他の4番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案書4ページをお願い致します。議案第5号、その他の4番、農地法第3条に係る買受適格証明について説明させていただきます。買受適格証明は、官公庁や裁判所が行う農地の公売や競売に参加するために必要な証明です。

公売される農地は、大字市場574番1(田)647㎡、申請人は、表記の通りです。その他、申請書類等は具備しております。

以上、その他4番の案件につきましては、1件の証明願い出であります。

なお、本件は、所有権を取得して農地を農地のまま利用するために公売への参加を希望する者が、農地法第3条第1項の規定による許可を得ることができる者であると、当委員会が証明するためのものごございます。従いまして、農地法第3条第1項の規定による申請と同様に、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果についてご説明させていただきます。

申請者は、■■■■で農業を行っておられ、耕作証明書も添付されております。本件の農地についても現在の所有農地と同様に耕作を行い、■■■を植えられ栽培されるようです。現在の農作業従事状況からして、今後も農業に常時従事すると認められ、地域との調和要件も、取り決めに従い、協力して行うとのことで、農地法第3条第2項各号すべて該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

ご審議の程よろしく願いたします。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、公売農地に対して買受適格証明書を発行する場合は、その農地性について農地部会においてご審議いただくことになっておりますので、農地部会長より審議結果の報告をお願いいたします。

部会長 それでは報告させていただきます。

大字市場の農地ですが、調整区域との境目にある市街化区域の農地で、現況は耕作されていない状態です。申請者は、米農家で生まれ育ち、現在は、■■■を本業として、相続した■■■■の農地で■■■の栽培をされています。本業の発注元が大和高田市やその近辺にあり、大和高田市への転居を計画されており、大和高田で■■■栽培を広げて出荷できるようにしたいと考えておられるとのことです。

農地部会では、妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告させていただきます。

議 長 では、地元委員の田口委員より報告をお願いします。

11番 場所は、オークワの駐車場の北側にあたるのですが、遊休農地になっており、草が繁茂して地元としても問題の農地になっておりました。もともと一旦転用の届出されていましたが、農地に戻されたのですが、転用された際に少し地上げされ、その土地の北側に水路があったのですが、その時に埋められてしまいました。今回所有する方には、その水路の復元を隣地の方の立会のもと復元をお願いしたいと思います。農地としては、草刈し耕起を行えば畑として利用可能な土地であると思います。

議 長 松村係長

事務局 ただいま田口委員より報告のありました水路の件については、申請者に証明を交付する際に、事務局より申し伝えます。

議 長 それでは、事務局並びに農地部会長、田口委員より報告ありましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等ありませんか。異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしとのことですので、ご承認いただいたものとして、証明を交付することに決定いたします。なお、田口委員より報告がありました水路の件につきまして、証明を交付の際に申請者へ申し伝えるよう事務局へお願いします。

また、今回の当該買受適格証明の交付を受けた者が、公売で最高価買受申出人となって、そのことを証する書面の写しを添付し、当該第3条の許可申請書の提出が

あった場合、その後の事務処理の迅速化を図るため、その旨の報告は、後日の委員会にてさせていただきますが、専決処理にて第3条の許可書を先に発行してさしつかえございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしとのことですので、ご承認いただいたものとして処理いたします。

次に議案第5号、その他の5番、報告第1号と報告第2号をあわせて議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第5号、その他の5番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第4条届出と、報告第2号、農地法第5条届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規程に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和5年8月26日から令和5年9月25日までの受付分でございます。

報告第1号、番号1番、転用届出地、礪野町448番1(田)1,019㎡、申請人は表記のとおりです。集合住宅への転用届出であります。令和5年9月6日に確認委員の西川委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりますので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

報告第2号、番号1番、転用届出地、大字大谷347番(田)710㎡、同じく348番(田)763㎡、譲渡人、譲受人は表記のとおりです。青空駐車場への転用届出であります。令和5年9月25日に確認委員の梅田委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりますので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第4条関係、1件 第5条関係、1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 報告第1号、第2号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。確認委員の、西川委員、梅田委員、お忙しい中ご確認いただきありがとうございました。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。

他にないようでしたら、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

これで10月委員会を終わります。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎

署名委員 上 田 美加子

署名委員 梅 田 昌 宏